

令和3年6月

定 款

株式会社ファインシンター

定 款

株式会社ファインシンター

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社の商号は、株式会社ファインシンターとし、英文では、FINE SINTER CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1)各種粉末および粉末を使用した焼結金属製品などの製造ならびに販売
- (2)各種モーターポンプおよびその部品の製造ならびに販売
- (3)各種車両部品の製造ならびに販売
- (4)ブレーキ装置用などの各種の摩擦材料、センサー用などの各種の磁性材料、電気材料、多孔質材料およびそれを使用した機器・部品の製造ならびに販売
- (5)前各号に関する装置・金型の製造ならびに販売
- (6)発電および売電に関する事業
- (7)食糧品、加工食品および飼料などの製造ならびに販売
- (8)前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を愛知県春日井市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式、新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長がいずれも事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これ

を議事録に記載または記録して、これを10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。

(株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、これを10年間本店に備え置く。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(相談役)

第 27 条 取締役会の決議により相談役を置くことができる。

(取締役の責任限定契約)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第 423 条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して、これを 10 年間本店に備え置く。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任限定契約)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当の基準日)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

S50 年 5 月 30 日	改定	H 3 年 6 月 27 日	改定	H18 年 6 月 27 日	改定
S56 年 6 月 19 日	改定	H 6 年 6 月 28 日	改定	H20 年 6 月 26 日	改定
S57 年 6 月 29 日	改定	H14 年 10 月 1 日	改定	H21 年 6 月 25 日	改定
H 2 年 6 月 28 日	改定	H15 年 6 月 24 日	改定	H22 年 1 月 6 日	改定
H25 年 6 月 25 日	改定	H27 年 6 月 24 日	改定	H28 年 10 月 1 日	改定
R3 年 6 月 22 日	改訂				